

専決報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年1月31日提出

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

専決第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和6年9月27日

泉州南消防組合管理者 水野 謙 二

損害賠償の額を定めること及び和解について

令和6年8月13日、泉南郡岬町多奈川谷川1849番地の11敷地内駐車場で発生した交通事故について、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により、相手方（大阪府阪南市在住・個人）と損害賠償額157,850円をもって和解するものとする。